

16世紀ハマーの法廷文書

神藤 智恵子 EHESS (フランス社会科学高等学院、博士課程)

イスラム法廷は、オスマン朝の主要都市において重要な役割を担っていた。住民は、非ムスリムを含め、宗教や職業、性別のいかんにかかわらず、法廷におもむき、商取引上の契約、住民間の係争、遺産相続問題、婚姻や離婚などの家族関係の契約などの申告や訴訟をおこなった。その記録は膨大な数にのぼる。法廷では裁判官(カーディー)によってイスラム法にもとづいた判決や承認がおこなわれ、出廷者からの申請があると証書も発行されたとみられる。この公式証書を所持することは、住民がそれぞれの権利を確保するために有効な手段であった。

本稿では奴隷に関する法廷文書として、シリア中部の都市ハマーの6点の事例をとりあげ、その証書の具体的な文例をとおして、奴隷ならびに解放奴隷の法的規定および彼らにかかわる所有権問題等について考察する材料を提示する。

オスマン朝シリアにおいて、奴隷の所有は、政治有力者や軍人エリートのみならず地方ウラマーを含む文官エリートなどのさまざまな社会層に普及し、その売買は頻繁に行われていたとみられる¹。16世紀のハマーではエジプトを經由してくるアフリカ黒人奴隷が大多数であったが²、白人奴隷もわずかながら存在した³。法廷文書にはこれら奴隷の用途については記載されていないが、主人の仕事や家庭の雑事を手伝うために購入された奴隷であったと思われる。

イスラム法において、奴隷は『人間』として規定されながらも、法的には主人の「所有物」であり、売買、相続等の対象であった。他方、主人の許可があれば主人の財産を運用して商業を行うことができたり(文書例3)、結婚も可能というような、ある程度の自由が認められていた⁴。その上、ひとたび解放されれば、自由人としてムスリムと同様の権利と義務を与えられた⁵。とりわけ奴隷解放は徳ある善行として奨励されており、天国に入るために有効であるとさえ表現されている。このような背景のもとに、高額な商品であったにもかかわらず奴隷の解放はしばしば行われたようである。本稿で取り上げた奴隷解放証書(文書例1、2)は、奴隷を解放

¹ 16世紀のダマスカス、アレppo、トリポリ、ホムス、マアッラトゥル・ヌマーンでは、各都市でそれぞれちがった様式ではあったが、黒人奴隷および白人奴隷に課税・免税規定があった。(R. Mantran & J. Sauvaget, *Règlements fiscaux ottomans, les provinces syriennes*, Paris, 1951, p. 18, 43, 74, 78-9, 91, 112, 119)

² ハマー法廷に記録された奴隷の多くはエチオピア出身の黒人奴隷である。

³ ハマーの法廷文書には白人奴隷の記述がほとんどなく、その実態は今のところあまりつかめていないが、黒人奴隷に比べてかなり高値で取引されていたようである。ハマーの住民が1580年にイスタンブールまで赴いて購入した白人奴隷の値段は、黒人奴隷の平均的な値段の約3倍である(ハマー台帳20巻59ページ374番:988年Safar月22日/1580年4月7日)。

⁴ ハマー法廷で承認を受けた奴隷の婚姻契約証書は、現在までの調査ではまだ見つかっていない。

⁵ しかし解放後も、法廷文書の中では「解放奴隷[*'âtiq*]」と明記された。これは解放後も、解放奴隷とその解放者とのあいだは*walâ'*と呼ばれる関係でつながれているからである。(後述。注13参照。)

する際は証書にしてきちんと契約するようというコーランの記述にならって作成されており⁶、いずれもイスラム法学に通じた学者であるウラマーが、自分の所有していた奴隷について解放を認証するかたちをとっている。その証書の中では、解放の意図は宗教的なものであり、解放の手順は法的に有効なものであるということが強調されている。

以上のような法的規定からも、イスラム世界の奴隷は比較的優遇されていたとみられてきた。しかしその一方で16世紀のハマーの法廷には所有者からの逃亡を図った奴隷がしばしば登場する。彼らは路傍で見つかった所有者のわからない口バヤヤギと同様、ハマーにおけるスルタンの国有地（ハース地）⁷の徴税管理官のもとへと連れて行かれ、そこで登録される。そして所有者の解明を待つために一次的に拘留される。その間の食費等の必要経費 [*rasm 'alûfa*] はその登録時に決められる。この費用支払い方法等についての詳細はその金額以外は文書中に説明されていないが、おそらくハース地の金庫から捻出されたのであろう（文書例4）。そして一定期間 [*mudda 'urfiyya*] が過ぎてもなお所有者が判明しない場合は、このハース地の管理官の手によって奴隷は売却される（文書例5）。ところがこの売却後に元の所有者が新しい所有者のところで自分の奴隷を見つけだすこともあった。この場合、前の所有者の所有権は依然として有効であるとされ、奴隷は最初の主人に返されることとなる（文書例6）。

以下に挙げる6点の文書例は、ダマスカス歴史文書館に保管されているハマーのイスラム法廷文書からの訳である⁸。書記が筆記したこれらの記録には口語的な言葉や表現、綴り字が多く用いられているが、翻訳にあたってなるべく原文に近い表現を残すことに心がけ、アラビア語の表記も誤字や文法上の誤りを含め原則として原文そのままのかたちを残した。また各文書の冒頭に挙げた題名は、便宜上訳者がつけたものであり、原文書に記載されているものではない。

文書例1：奴隷解放の際発行された証書（ハマー台帳20巻3ページ7番）

本記録は、以下の承認事項に関する認証された法廷記録であり真正な証書である。

⁶ 『コーラン』24章（光の章）33節、井筒俊彦訳、岩波文庫、1958年。

⁷ ハマーのハース地には、スルタン所有とハマー県の長 [*amîr al-liwâ'*] 所有のものがあった。（'A.-W. Yûsuf Barghûth, *Liwâ' Hamâh fî al-qarn al-sâdis 'ashar*, Cairo -'Ain al-Shams 大学提出博士論文-, 1970, p. 22-23, 44-49）

スルタン所有のハース地に関しては、ハマーにおける徴税管理のための責任者 [*amîn al-khâss al-sultâniyya al-shariffa bi-Hamâh*] とその秘書 [*kâtib* または *'âmil bi-khawâss al-sultana*] が徴税の管理にあっていた。他方徴税に関わらない諸問題も、本稿の文書例4、5、6にもみられるように、彼らのもとへもちこまれ、必要があればハース地管理帳に記録されたとみられる。文書例6が示すように、ハース地管理官自身が証書を発行することもあったようである。しかしこれら徴税官に司法上の権限はないことから、イスラム法に関する問題は最終的にはカーディ法廷に送られ、そこで正式な裁決や承認を受けた。

⁸ 法廷台帳の保存状態は、巻によっては湿気および磨耗による損傷が著しい。このような原因による欠落部分は訳文中、[...]と示しておいた。

崇高にして敬虔なウラマー、Bîr Muhammad Çelebi b. al-hâjj ‘Alîは、この証書が捺印され（カーディー本人の）真正なる言明が執行される本日を持ち、自分の奴隷で本証書を携えるMarjân b. ‘Abd Allâhをイスラム法法廷において解放した。この奴隷は、肌が黒く目は青く、眉は濃く中背で、あごひげはないが小さな口ひげがあり、ハバシュ地方⁹出身である。この解放はイスラム法に則り、真正なもので、完全なる解放である。またこの解放は神のため、そして神の恩寵を求めるためであり、最後の審判の日に厳しい罰を受けずに済むよう願うためである。

この（奴隷解放に関する）承認は真正かつ法的に有効であり、前述の識者¹⁰によって自ら正当であると認証されたものである。

これにより彼は他のムスリムと同様自由の身となり、彼らと同様の権利と義務を有するようになった。本日より、解放者が解放奴隷に対して持つ関係¹¹以外、この解放者は解放奴隷に対していかなる関係もちえない。

964年 Dhû al-hijja月21日（1557年10月14日）記。

文書例2：奴隷解放の際発行された証書（ハマール台帳20巻4ページ9番）

最も崇高で博学なウラマーでありハマール法廷の責任者 [nâzir] であるBîr Muhammad Efendî b. al-marhûm al-hâjj Alî は、自ら所有する奴隷を解放することを証言した。

奴隷はJawhar b. ‘Abd Allâhと呼ばれ、心身健全なる男性¹²でハバシュ地方出身、中背で右目の横と腹部に焼印があり、前記の主人の奴隷であることを自認する者である。解放者は、神のため、そして神の報いを得るため、また解放者自らの肉体が地獄から逃れ、天国においても神の報酬に恵まれるためにこの奴隷を解放した。

これにより奴隷Jawharはムスリムのひとりとして自由の身となり、他のムスリムと同様の権利および義務を有することになる。そして誰も彼に対して *walâ’ shar’î*¹³ 以外の権利をもつことはない。またこの権利は、解放した

⁹ アビシニアまたはエチオピア。1555年にオスマン帝国領 (Habesh Eyaleti) となる。

¹⁰ 奴隷Marjânの解放者であるウラマー、Bîr Muhammad Çelebiを指す。

¹¹ *walâ’*のことを意味する。注13参照。

¹² 本文には『完全なる男性 [rajî al-kâmil]』とあるが、意味が不明確である。ここでは心身ともに健全である男性と解釈しておいた。

¹³ 解放された奴隷とその解放者の間の個人的なパトロン・クライアント関係 (See : Schacht J., *Introduction au droit musulman*, Paris, 1983, p.111)。

この関係に関しては、別の法廷文書が具体的な例を示している。*walâ’*の関係によって、元の主人はその解放奴隷の財産を相続する権利がある。その解放奴隷に妻があっても、その妻が奴隷である場合は夫の財産を相続することはできない。イスラム法では奴隷は相続権が認められていないからである。ただし死別・離婚の際に清算される結婚資金の未払い分 [*mu’akhkhar sadâq*] については、自由人と同様に受け取る権利がある。また一方で、相続人となるべき元の主人がすでに死亡している場合は、その人物の相続権保有者がかわって解放奴隷の財産を相続する。（ハマール4巻28ページ83番：955年 Jumâdâ al-ûlâ月12日 / 1548年6月19日）

者 (Bîr Muhammad Efendî) およびその後継者たちが所有する¹⁴。
972年 Jumâdâ al-âkhira 5日 (1565年1月8日)記

文書例3：商業取引の許可をもつ奴隷による貸付金の申告例 (ハマータ帳9巻301ページ1655番)

Marjân b. ‘Abd Allâhは (法廷にて) ‘Alâ’ al-Dîn b. al-hâjj Muhammad al-maghribîを告訴した。原告はハバシュ地方出身 (奴隷) で、その主人はトリポりの名士のひとりIbrâhîm Ibn al-Thânikh(?) であり、原告はその主人から原告が商業活動を行うことを許可されている [*ma’dhûn*¹⁵]。本証書の記録日より以前に被告が原告から購入した米の代金にもとづき、被告は802 *dirham halabî*¹⁶の支払い義務が原告に対してであると訴えた。この商取引は原告の主人の金を用いて行わたものである。

被告はこの件について認否を問われ、それを否定した。原告はその否認に対する証明となる証言を求められ、証人を連れてくるために法廷を離れた。

以上、貸付金額の支払いを要求されることを危惧した原告の申請によって本件はここに記録する¹⁷。

上記の日付に記録。(965年 Shawwâl月 19日 / 1558年8月4日)

文書例4：ハース地の管理官へ提出された逃亡奴隷の届出の例 (ハマータ帳3巻809ページ2930番)

Tall Shayr村(?)の Ghazzâlî b. Suwaydân は Bârîn村¹⁸の西側で、Sa’îd と呼ばれる黒人奴隷を発見したことを (法廷にて) 証言した。この奴隷の主人は不明である。これにしたがい、ハマータのハース地の税徴収官 [*al-‘âmil bi-khawâss al-sultana*] である ‘Alî b. al-hâjj Dûghânは、この奴隷を台帳に記録し、その後 (奴隷は税徴収官に) 引き渡された。また、この奴隷に対する生活費 [*rasm ‘alûfa*¹⁹] は毎日半 *qit‘a*²⁰ であると記載。
954年 Rabî‘ al-Awwal月 末日 (1547年5月19日)記。

¹⁴ 上述 *walâ’* の関係が、解放者の子孫にも相続されることを意味する。注13参照。

¹⁵ 商取引一般を主人にかわってとり行うことを許可されている奴隷。(See : Schacht J., *ibid.*, Paris, 1983, p.110)

¹⁶ 16世紀ハマータでもっとも流通していた貨幣のひとつで、アレppoで鑄造されたディルハム銀貨。

¹⁷ 主人から米の代金の不足分を支払うよう要求されることを恐れたため、奴隷自ら法廷に出頭し貸付金の支払い要求をしたということ。

¹⁸ ハマータの南西38kmに位置する、現在のBa’rîn村であると思われる。

¹⁹ 本来は動物の飼料を指す語。

²⁰ この地域一帯に流通した銀貨のひとつ。当時1 *qit‘a*は5アクチュに相当。

文書例 5 : ハース地の管理官による逃亡奴隷の売却の例

(ハマール台帳 3 巻 8 4 5 ページ 3 0 4 3 番)

Ramadân Bek b. Ashraf al-tîmârî²¹は、ハマールのハース地の管理官 [*al-amîn bi-khawâss al-sultana*] である Ahmad Bek b. ‘Abd Allâh と同じハース地の秘書 [*kâtib multazim*] の ‘Alî b. al-hâjj Dûghân²² の 2 人から、自分自身の所有する財産で購入者本人のために、黒人奴隷を購入したことを承認した。‘Abd Allâh という名のこの奴隷は以前、売却人であるこの 2 人のもとで登録されている²³。この売買は、慣例上の一定期間 [*al-mudda al-‘urfiyya*] が終了した後に行われ²⁴、金額は 9 3 4 *dirham* ‘*uthmânî*²⁵、即金で支払われた。この件は前出の 2 人の売却人によって正当であると認められ、また購入者はこの奴隷を受け取ったと承認した。この売買による引き渡しは合法かつ正当である。

9 5 4 年 Sha‘bân 月 1 1 日 (1 5 4 7 年 9 月 2 5 日) 記。

文書例 6 : 逃亡奴隷の前所有者と 現所有者の間で起きた 所有権問題の例 (ハマール台帳 2 0 巻 3 2 ページ 1 9 3 番)

宰相 Sinân Pasha に仕える Husayn Ketkhdâ (原告) は、法廷にて Sayyidî ‘Alî b. al-hâjj Muhammad al-tîmârî を代理人にたて、被告 al-Shaykh Shahâda b. ‘Umar に対して以下の様に訴えた。なお Barakât b. [...] Raghîb および Husayn b. Ahmad は、原告の代理人 (Sayyidî ‘Alî) の真正を証言する証人である。

黒人奴隷で純粋のヌビア人である Mubârak は、代理人依頼者 (原告) の所有する奴隷であるが、以前にこの主人のもとから逃亡し、現在被告のもとで不法に保有されていることがわかった。そこで原告は被告に対し、イスラム法に遵って、奴隷に対する所有権を放棄し原告に引き渡すようにと訴状 [*taqrîr da‘wâ*] の中で訴えた。

この件に関して被告はその認否を問われ、以下のように回答した。

被告は以前シャイザル²⁶のハース地の旧管理官 [*amîn al-khawâss al-sharîfa*] である ‘Alî Çelebî b. Sinân から、管理官本人の手による証書を

²¹ スルタンからの封土、ティマール地の保有者。

²² 同年 (9 5 4 / 1 5 4 7 年) 発行の文書例 4 では、この人物はハマールのハース地の税徴収官 [*al-‘âmil bi-khawâss al-sultana*] と記録されている。

²³ 本文中には明記されていないが、「逃亡奴隷」として登録されたと読みとれる。

²⁴ 逃亡奴隷の主人が現れるのを待つためにもうけられた一定期間が過ぎても、誰も名乗りをあげず、依然として所有者が不明であることを意味する。

²⁵ 銀貨アクチェの別称。

²⁶ ハマールの北西役 2 0 km にあるオロンテス川の左岸の都市。城塞がありそこにイエニチェリが常駐していた。16 世紀はハマール県 [*liwâ‘*] に属する行政司法区 [*qadâ‘*] がおかれ、この区内に属する複数の村がスルタンのハース地として指定されていた。(‘A.-W., Yûsuf Barghûth, *ibid.*, p.57)

発行のうえ、29.5 *sultânî*²⁷の値でこの奴隷を購入しているとして、原告の当奴隷に対する所有権を否定した。

つづいて原告はこのことに関する真偽を確かめる証言を求められた。そこで直ちにHasan b. ‘Abd Allâh Shîshankîr とHasan b. Allâh Wardî が証言のために出廷。イスラム法に従い被告の面前で、当奴隷は原告の所有物であり、以前この主人のもとから逃亡したこと、奴隷の所有権は依然として原告のもとにあることを証言した。この証言はイスラム法の定める手順に従っており、真正である。

したがって、原告は当奴隷をイスラム法にもとづいて正式に取り戻した。

上記の日付に記録。(982年 Rabî‘ al-âkhar月8日 / 1574年7月26日)

²⁷ 金貨。当時1 *sultânî*は200アクチェに相当。